

参 考

◆計画策定経過の概要

日 時	内 容
平成20年3月1日 ～3月28日	府中市緑の基本計画検討協議会委員一般公募
	緑の基本計画策定のための緑の実態調査を開始
5月22日 5月23日	緑被調査のための航空写真を撮影
6月16日	検討協議会委員15名を市長より依頼 第1回 検討協議会を開催
8月21日	第2回 検討協議会を開催
10月6日	第3回 検討協議会を開催
11月12日	第4回 検討協議会を開催
12月11日	第5回 検討協議会を開催
平成21年1月29日	第6回 検討協議会を開催
3月6日	府中市緑の基本計画2009検討協議会報告書を市長へ提出
5月11日 ～6月9日	計画案を広報・ホームページなどに掲載し、パブリック・コメントを実施
8月3日	府中市緑の基本計画2009を策定

◆府中市緑の基本計画検討協議会設置要綱

平成20年2月28日

要綱第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市緑の基本計画を改訂するに当たり、府中市緑の基本計画検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討協議会は、府中市緑の基本計画の改訂に関する事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 検討協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員15人以内をもって組織する。この場合において、市長が必要と認めるときは、委員を増員することができる。

- (1) 公募による市民 5人以内
- (2) 学識経験者 3人以内
- (3) 環境、農業、教育、商工業等に係る団体の構成員 7人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長から依頼を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討協議会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 検討協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討協議会の議事のうち、可否を決する必要がある場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の有識者等に対し、会議への出席その他の方法により意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討協議会の庶務は、水と緑事業本部公園緑地課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか検討協議会の運営に関し必要な事項は、会長が検討協議会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。

◆府中市緑の基本計画検討協議会委員名簿

番号	委員名	団体名等	選出区分
1	新井 孝次朗	樹木医	学識経験者
2	◎ 亀山 章	東京農工大学教授	
3	星野 義延	東京農工大学准教授	
4	大崎 清見	府中かんきょう市民の会	団体の構成員
5	大澤 邦男	府中市緑の活動推進委員会	
6	○ 北川 勉	むさし府中商工会議所	
7	北島 章雄	府中市教育委員会	
8	小林 清秀 (小牧 貞男)	府中市農業委員会	
9	正木 太朗	むさし府中青年会議所	
10	山田 義夫	浅間山自然保護会	
11	大澤 典子		公募市民
12	大室 清		
13	小岩井 雅人		
14	中込 健二郎		
15	松村 道子		

注 1) ◎印は会長、○印は副会長を示す。

注 2) () 内は、前任者を示す。

注 3) 選出区分別 50 音順、敬称略。

◆都市公園の種類

種類	種別	内容
基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1か所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	住区基幹公園 近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1か所を誘致距離500mの範囲内で1か所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1か所当たり面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園 総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1か所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1か所当たり面積15～75haを標準として配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1か所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1か所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等を分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1か所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。 (都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
都市林		市街地及びその周辺部において、まとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるように配慮し、必要に応じて、自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を行うことを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
広場公園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

◆緑地総括表

緑地種別		現況（平成20年）			
		箇所数	面積（㎡）	㎡／人	
1 公園 緑地等 の都市 施設と する 緑地	①都市公園	1) 街区公園	188	239,234.68	0.97
		2) 近隣公園	10	118,659.06	0.48
		3) 地区公園	2	97,982.10	0.39
		4) 総合公園	1	337,609.50	1.37
		5) 運動公園	2	311,992.59	1.27
		6) 風致公園	1	1,201.61	0.00
		7) 緑地	14	22,933.12	0.09
		8) 緑道	15	110,095.15	0.44
		9) 広場公園	4	1,320.52	0.00
		(市立公園小計)	237	1,241,028.33	5.06
	10) 都立公園	4	475,845.38	1.94	
		241	1,716,873.71	7.01	
	②条例等の公園	1) スポットパーク	55	8,016.93	0.03
		2) 遊園地	13	2,652.05	0.01
		3) 広場	3	1,423.56	0.00
		4) 市営住宅内児童遊園	13	4,799.37	0.01
		5) 府中多摩川かぜのみち	1	35,047.80	0.14
		6) 仲よし広場	37	37,991.68	0.15
		122	89,931.39	0.37	
	小 計		363	1,806,805.10	7.37
2 制度上 安定し た緑地	①都市計画墓園		1	1,068,000.00	4.35
	②都市計画運動場				0.00
	③公共空地	1) 遊歩道	12	66,075.40	0.26
		2) ゲートボール場	5	5,152.27	0.02
		3) グラウンド、テニスコート等	8	87,630.61	0.35
		4) 日鋼町地区の公共空地	2	21,850.00	0.08
		5) 公共植栽地	21	3,445.43	0.01
			48	184,153.71	0.75
	④緑地保全地区				0.00
	⑤生産緑地地区		483	1,136,660.00	4.63
	⑥風致地区				0.00
	⑦自然公園				0.00
	⑧近郊緑地保全区域				0.00
⑨保安林		1	5,363.00	0.02	
⑩市街化調整区域農地				0.00	
⑪河川区域		1	2,088,000.00	8.52	
⑫公開空地		3	3,924.17	0.01	
⑬条例・要綱等	1) 保存樹林	2	829.46	0.00	
	2) 市民農園等	22	24,289.69	0.09	
	3) 指定文化財	2	24,000.00	0.09	
	4) 工場立地法による緑地等	7	236,104.00	0.96	
	5) 都営住宅内幼児遊園	51	32,450.22	0.13	
	6) 公団住宅内の公園	24	21,020.00	0.08	
	7) 自主管理公園	65	37,967.83	0.15	
	173	376,661.20	1.53		
	(制度上安定した緑地間の重複)		-2,657.50	-0.01	
	小 計		710	4,860,104.58	19.82
3 社会 通念上 安定し た緑地	①社寺境内地、墓地		67	273,670.00	1.11
	②民間の緑地				0.00
	③公開性のある施設		48	924,270.00	3.77
	④その他				0.00
	小 計		115	1,197,940.00	4.88
重 複	1と2の重複			-355,413.18	-1.45
	1と3の重複			-3,529.14	-0.01
	2と3の重複			-62,400.00	-0.25
1・2・3総計（重複除く） (都市計画決定済で未整備の公園緑地は含まず)			1,188	7,443,507.36	30.38
行政区域面積(2,934ha)に対する割合				25.37 %	
人 口				245,032 人	

出典：公園緑地課資料

◆用語の解説

あ

○雨水浸透枡(うすいしんとうます)

地下水の保全などを図るため、雨水を地中に浸透させる構造をもつ枡(ます)のことです。

○NPO(エヌ・ピー・オー)

「Nonprofit Organization」の略語で、「特定非営利活動法人」と訳されます。利益を得ることを目的とする営利法人に対し、NPOは社会的な使命を達成することを目的とした組織と位置づけられています。

○オープンガーデン

個人の庭などを一定期間、一般に公開するという活動のことをいいます。

これまでの日本の庭は塀や生け垣に囲まれたものであり、家人が楽しむもので「人に見せる」という考えはあまりありませんでしたが、丹精こめた庭を多くの人に公開することで、「地域の人々や同じ趣味を持つ人々との交流を楽しむ」という、海外の文化を取り入れた活動が全国各地で進められています。

○落ち葉の銀行制度(おちばのぎんこうせいど)

緑のリサイクルを進めるため、市民による公園の清掃活動で集まった落ち葉をたい肥化し、市民に還元する制度のことです。

か

○開発行為(かいはつこうい)

建築物の建築などを目的に、土地の区画の分割・統合や造成工事など「土地の区画形質の変更」をすることです。

○開発事業(かいはつじぎょう)

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び建築基準法第2条第13号に規定する建築のことをいいます。

○外来生物、外来種(がいらいせいぶつ、がいらいしゅ)

今まで生息していなかった地域に、人間の活動によって移入し、そこに定着して自然繁殖するようになった生物種のことです。

○環境基本計画(かんきょうきほんけいかく)

環境基本法に基づき、環境保全に関する基本的な計画として策定されるものです。国が策定する計画を受けて、地方自治体においても計画を策定します。

本市においては、環境に関する施策や行動を総合的・計画的に進めるため「府中市環境基本計画」を平成15年2月に策定しています。

○環境共生型社会(かんきょうきょうせいがたしゃかい)

「環境」と「開発」を、互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発により、将来の世代に引き継いでいこうとする理念をもった社会のことです。

○観光農業(かんこうのうぎょう)

果樹もぎ取り園の経営や、貸し農園、農作物やその加工品の直売店の経営、観光牧場など、観光事業の性格を持つ農業のことです。

○キッズデザイン

子どもの安全・安心と健やかな成長発達を目的として、「子ども目線」で考えられたデザインのことです。

○客土(きゃくど)

現在の土壌を取り除き、他の場所から移入した、より栄養分を多く含んだ良質の土と取り替えることをいいます。

○強剪定(きょうせんてい)

通常の剪定より多くの主幹や主枝を切ることをいいます。

○景観計画(けいかんけいかく)

景観法に基づき、景観行政団体が景観に関する基本的な施策を示したものです。本市は、平成20年1月に多摩地域で初めての景観行政団体となり、平成20年4月に「府中市景観計画」を策定しました。

○景観形成基準(けいかんけいせいきじゅん)

「府中市景観計画」において、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、建築等にあたっての形態意匠、高さ等の必要な制限、開発行為に対する制限などを定めたものです。

○景観重要公共施設(けいかんじゅうようこうきょうしせつ)

景観形成を進めるうえで重要となる道路、河川、都市公園等などの公共施設を景観重要公共施設として、景観行政団体が景観計画に定めるものです。

○公開空地(こうかいうち)

建物の建築や開発などにおいて、敷地内に設けられ、塀などで道路側から遮らず、一般に開放され、歩行者が自由に通行したり、利用したりすることが可能な空地のことをいいます。

○公開空地等のみどりづくり指針(こうかいうちなどのみどりづくりしん)

都市開発諸制度等で生まれる公開空地等について、みどりのネットワークの形成等に十分配慮し、その価値を一層向上させるために、東京都が示す指針です。

○公共花壇(こうきょうかたん)

美しい景観を形成し、快適な生活環境を確保するため、公共空間に設置した花壇やフラワーポット等のことです。

○コリドー

生物が自由に行き来でき、生息空間をつなぐ、生き物のための通り道（回廊）のことです。

さ

○自然生態系(しぜんせいたいけい)

太陽光線、大気、水、土、生き物の5つの要素が複雑に関係しあって成り立つ自然のしくみのことです。

○市民花壇(しみんかだん)

市民の参加と協力をもとに、美しい景観を形成し、快適な生活環境を確保するため、土地を市が借り受け、花壇やフラワーポット等を設置して、地域で維持管理している花壇です。

○市民農園(しみんのうえん)

市民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことです。

○市民緑地制度(しみんりょくちせいど)

地域の人々が利用できる公開された緑地を提供するため、地方公共団体などが土地所有者や建築物などの所有者と契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度のことです。

○集団ねぐら(しゅうだんねぐら)

主に昼間に活動する鳥が、夜はほぼ決まった場所で寝ます。そのような場所をねぐらと呼び、集団ねぐらは、集まって寝る場所のことです。

○樹容(じゅよう)

樹木のすがたのことをいいます。

○循環型社会(じゅんかんがたしゃかい)

製品等が廃棄物等になることが抑制され、製品等が循環資源となった場合においてはこれに適正に循環的な利用が行われ、利用されない循環資源については適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、循環への負荷が出来る限り低減される社会のことをいいます。

○条例等の公園(じょうれいなどのこうえん)

「府中市立公園条例」に基づくスポットパークや、「府中市地域まちづくり条例」に基づき設置される自主管理公園など、条例等により設置された公園のことです。

○親水性(しんすいせい)

水とふれあい、水に親しむことができる環境をいいます。

○スカイライン

山や緑、建物などが、空を区切って作る輪郭の線をいいます。

○スポットパーク

まちかどにおける修景施設及び休憩施設を主体とした、市民が憩うことのできる小規模な公園のことをいいます。

○生産緑地地区(せいさんりょくちちく)

市街化区域内の農地や森林などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公園・緑地など公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものについて、計画的、永続的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための都市計画上の制度です。

○生物多様性(せいぶつたようせい)

一般に、多様な生物が存在していることを意味します。

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のことです。

○生物多様性基本法(せいぶつたようせいきほんほう)

生物多様性の保全を目的とした基本法のことです。生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避、最小としつつ、その恩恵を将来にわたって享受できる社会の実現を目指し、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用」についての方向性と施策を総合的・計画的に推進することを目的として平成20年6月に施行されました。

○接道部(せつどうぶ)

敷地のうち、道路に接する部分をいいます。

○施肥(せひ)

木や花、農作物の成長のため、肥料を施すことをいいます。

○総合学習の時間(そうごうがくしゅうのじかん)

教育カリキュラムのひとつで、教科の枠組みを超えて総合的に学習を進める時間のことです。

○総合計画(そうごうけいかく)

地方自治法第2条第4項を根拠に策定する、自治体の全ての計画の基本となる計画です。

概ね10年後を見据えた将来像と将来の目標を明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の大綱を示す基本構想、10年間で前期・後期に分けた5年間の行政計画を示す基本計画、3年間程度の具体的施策を示す実施計画の3つを合わせて総合計画という場合が多くなっています。

本市においては、平成19年8月に「第5次府中市総合計画後期基本計画」を策定しています。

○総合設計制度(そうごうせつけいせいど)

都市計画で定められた制限に対して、建築基準法で特例的に緩和を認める制度のひとつで、一定規模以上の敷地に一般の通行者も自由に入出りできるオープンスペース(公開空地)を設ける場合に、容積率や高さ制限などを緩和する制度です。

○多自然型工法(たしぜんがたこうほう)

河川などが本来有している自然環境に配慮し、景観や環境の保全、創出を目指した工法を総称したものです。

自然石を金属ネットで固定し、その隙間に植物を再生させたり、直線的な線形の河川を自然な曲線とし、落差を意図的につけるなど、自然に近い空間を保全、創出するために様々な取組が進められています。

○多摩川水系河川整備計画(たまがわすいけいかせんせいびけいかく)

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が、多摩川らしく美しい心安らかな水系の実現に向けて、平成13年3月に策定した計画で、河川環境の整備と保全に関する事項などを定めた計画のことです。

○地域制緑地(ちいきせいりょくち)

緑地の保全や緑化を推進するために、土地利用や開発事業を規制する法律や条例などにより担保された一定の土地の区域のことをいいます。

○地域防災計画(ちいきぼうさいけいかく)

災害対策基本法に基づき、都道府県や市町村などの地方自治体が策定する計画です。住民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、災害発生前の「災害予防」、災害発生直後の「災害応急対策」、災害発生後の「災害復旧・復興対策」が示されています。

○地区計画(ちくけいかく)

身近な地区の特性に応じたまちづくりを目指し、住民と市が協力して定めることのできる、都市計画法に規定のある制度です。地区の目標や方針を定めるほか、公園や道路などの施設の配置、建築物の用途や建て方など、まちづくりの具体的な内容について、地区の特性に応じてルールを定めることが可能となっています。

○通年通水(つうねんつうすい)

農業用水の入らない非かんがい期も含め、一年を通じて水を流すことです。

○透水性舗装(とうすいせいほそう)

路面に降った雨水を、舗装の隙間から地中へ浸透・還元する機能を持った舗装のことをいいます。

地中に浸透させることで、地下水を涵養することが可能となるほか、雨水排水路などの負担軽減、都市型水害などの低減が期待されています。また、空隙が大きく蓄熱性が小さいため、都心部のヒートアイランド現象の緩和に効果があるとも考えられています。

○特定外来生物(とくていがいらいせいぶつ)

地域外から移入した外来生物のうち、特に地域の生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物のことで、飼育や栽培、保管、運搬、輸入することが厳しく規制されています。

○特別緑地保全地区(とくべつりょくちほぜんちく)

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為を制限することにより、現状凍結的に緑地を保全するため、都市緑地法に基づき、指定される区域です。

○都市計画(としけいかく)

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、土地利用のあり方や、道路・公園等の都市施設の整備、市街地開発について計画を策定し、その実現を図ることで。

○都市計画公園・緑地の整備方針(としけいかくこうえん・りょくちのせいびほうしん)

東京都と区市町が、「水と緑がネットワークされた風格都市・東京」を実現するため、みどりの拠点や軸の中核となる都市計画公園・緑地の整備促進を目指し共同で策定したもので、2015年までに優先的に整備に着手する予定の「重点公園・緑地」や「優先整備区域」を明らかにする事業化計画や、長期未着手区域への対応などを示したものです。

○都市計画マスタープラン(としけいかくマスタープラン)

都市計画法に定められる計画で「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。

この計画は、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに地域住民の意見を十分に反映させながら、将来の都市づくりにかかる目標や方針を総合的にまとめるもので、今後の市町村の都市計画の指針となるものです。

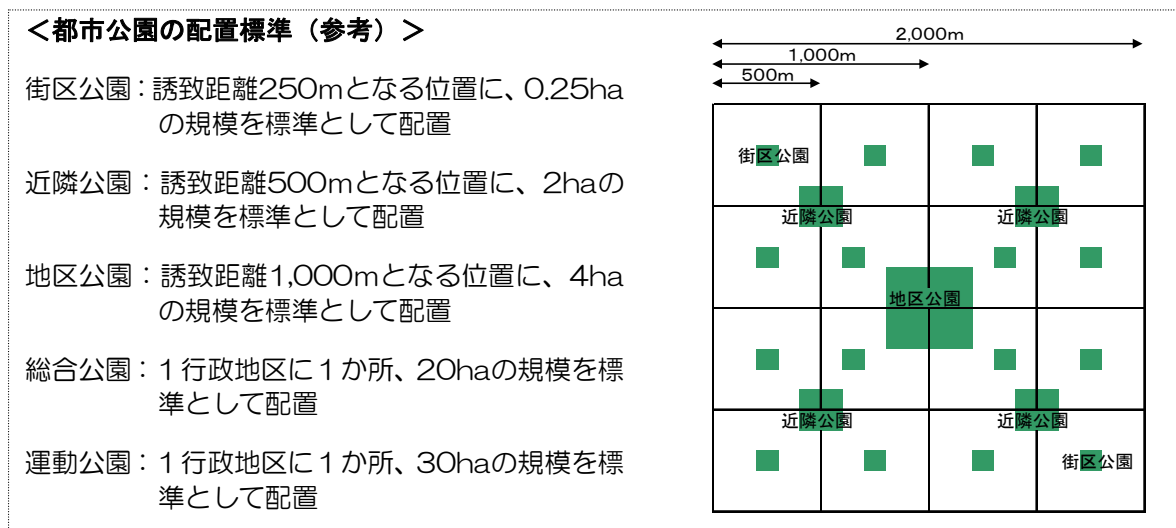
本市においては市全体の将来のまちづくり方針を平成14年10月に策定し、また、地域別まちづくり方針の策定作業を平成18年度より進めています。

○都市公園(としこうえん)

都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地です。都市公園の役割としては、都市環境の改善や、都市の防災空間、レクリエーション・コミュニティ活動の場、動植物の生息・生育空間、地域活性化の拠点などがあげられます。

○都市公園の配置標準(としこうえんのはいちひょうじゅん)

公園の利用のしやすさや求められる機能に応じて、配置や規模の基準を定めたものです。



○都市緑地法(としりょくちほう)

都市公園法やその他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律です。制定時の名称は「都市緑地保全法」でしたが、平成16年の都市緑地保全法等の一部を改正する法律施行に伴い、都市緑地法に改称されました。

本計画は、この法律に基づいて策定されています。

な

○仲よし広場(なかよしひろば)

「府中市仲よし広場条例」に基づき、民有地を市が借り受け、市民の福祉の増進を目的に、緑とふれあい、遊び、憩う場として設置される広場のことで、都市公園法の公園施設に相当する施設のことです。なお、平成21年6月に「府中市仲よし広場条例」を廃止し、同内容を「府中市立公園条例」に組み入れました。

○農業公園(のうぎょうこうえん)

地域の農村文化の継承や農業知識・技術の習得を目的とした、農業体験ができる「農」をテーマとした公園のことです。

は

○バリアフリー

障害者や高齢者などが生活していく上で、バリア（障壁）をなくすことを意味します。

○ヒートアイランド現象(ヒートアイランドげんしょう)

都市部の気温が、その周辺の非都市部に比べて異常な高温を示す現象のことをいいます。

様々な都市活動によって放出される熱が、風の流れを遮る建築物やアスファルトやコンクリートで覆われた環境によって蓄えられ、都市部の高温化に拍車をかけているといわれており、緑地の増加や不用な排熱の抑制が対策として有効と考えられています。

○ビオトープ

「bio(いのち)+topos(場所)」というラテン語とギリシア語からの造語を語源とし、生物群集の生息空間を示す言葉です。日本では、「生物空間」や「生物生息空間」と訳され、生物群の棲息場所となるよう人工的に環境を整備した場所も含めて用いられています。

○腐朽菌(ふきゅうきん)

木を腐らせ、劣化させる菌をいいます。

○副読本(ふくどくほん)

授業で、教科書に準じて用いられる補助的な図書のことです。

○府中市公共施設の緑化基準(ふちゅうしこうきょうしせつのりょっかきじゆん)

市庁舎や公民館等の公共施設の緑化を推進するための基準で、敷地面積に対する緑化面積の割合を定めたものです。民間施設の緑化の規範となるように定められました。

○府中市地域まちづくり条例(ふちゅうしちいきまちづくりじょうれい)

「府中都市計画に関する基本的な方針(府中都市計画マスタープラン)」の実現を図るための基本的なルールを定めた条例で、市民や事業者との協働による地域の特性を生かした住みよいまちづくりを実現することを目的としています。

○府中市水と緑のネットワーク拠点整備実施計画(ふちゅうしみずとみどりのネットワークきよてんせいびじっしけいかく)

「府中市水と緑のネットワーク拠点整備基本計画」及び「府中市水と緑のネットワーク拠点整備指針」に基づく実施計画で、ゾーン別の整備方針、施設別の整備方針を示しています。

○府中市緑の活動推進委員会(ふちゅうしみどりのかつどうすいしんいんかい)

緑ゆたかなまちづくりの推進を図ることを目的として、市民から公募により選出された委員で構成される委員会です。地域住民の自主的な緑化活動の推進や植物調査活動の協力、緑化イベントの企画、運営等を行います。

○府中の名木百選(ふちゅうのめいぼくひゃくせん)

ふるさと府中の長い歴史と文化の中を生き続け、地域の人々に深い関わりを通じて親しまれてきた、府中の名木と呼ぶにふさわしい樹木について、これらを市民に広く紹介するとともに、緑化推進の啓発に資することを目的として、平成元年に選定された樹木のことです。

選定にあたっては、市民からの推薦を含めた名木候補を厳選し、103本の樹木を名木百選として選定しています。

○保存樹木(ほぞんじゅもく)

健全で樹容が美観上特に優れている樹木を保存していくために、市が指定する樹木のことです。指定された樹木には、奨励金が交付されます。

○保存樹林(ほぞんじゅりん)

樹木が健全で、集団の樹容が美観上特に優れている一定規模以上の樹林を保存していくために、市が指定する樹林のことです。指定された樹林には、奨励金が交付されます。

ま

○まちづくり誘導地区(まちづくりゆうどうちく)

地区の特性や課題の緊急性から、将来、地区計画や建築協定等を活用したまちづくりを進める地区について、府中市地域まちづくり条例に基づき指定する地区です。

○緑確保の総合的な方針(みどりかくほのそうごうてきなほうしん)

2010年度から10年間を目安に、守るべき緑の確保の方針や、規制・誘導策を用いて緑化の推進を図るための方針について、東京都と区市町村が合同で策定するものです。

○緑の募金(みどりのぼきん)

国内外の緑化や森林整備ボランティアの支援、その他広く緑化事業を進める資金とするため、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、全国統一的に行われている募金活動を行います。

○屋敷林（やしきりん）

屋敷林とは、屋敷の建っている敷地内にある林のことで、一般には防風や防雪の目的で建物の周りに設置されたものをいいます。

○ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計・デザインをいいます。「バリアフリー」の概念の発展形で、「できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインにすること」を基本的な考えとしており、デザイン対象を障害者等に限定していない点が一般にいわゆる「バリアフリー」とは異なります。

○ランドマーク

地域の「めじるし」となるものをいいます。

○緑地協定（りょくちきょうてい）

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する、都市緑地法に基づく制度です。

協定に違反した場合の措置などを地域住民が共有するルールとして定めることで、計画的な緑化による地域の環境・景観の向上が期待されます。

○緑化施設整備計画認定制度（りょっかしせつせいびけいかくにんていせいど）

民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる、都市緑地法に基づく制度です。

制度の適用を受けるためには、事業者が緑化施設整備計画を作成し、市町村長の認定を受ける必要があります。

○緑化重点地区（りょっかじゅうてんちく）

都市緑地法に基づく制度で、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画で位置づけをする地区のことです。

この地区では、緑化施策を集中的に行い、緑の基本計画が目指すものをモデル的に具体化するとともに、他の地区での緑化意識の高まり等の波及を目指します。

○緑化率条例制度（りょっかりつじょうれいせいど）

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける、都市緑地法に基づく制度です。

「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」として、市町村が指定する緑化地域や、地区計画等において、緑化率の最低限度が定められます。

わ

○ワークショップ

体験型の講座や会議などをいい、市民参加型まちづくりにおける問題・課題の共有や合意形成の手法として用いられます。